

新型コロナウイルスの影響による  
町税の特例猶予制度について

新型コロナウイルスの影響により、一時に町税の納付が困難な方は、下記のとおり納付の猶予（納付の先延ばし）を申請することができます。

【対象となる方】

以下の①、②のいずれも満たす方（※個人、法人は問いません）

①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

②一時に納税を行うことが困難であること。

（注：「一時に納税を行うことが困難」である判断は、向こう半年間の資金状況を考慮したものととなります。）

【対象となる税】

個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税  
（※令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来するもの）

【猶予される期間】

1年以内

【延滞金及び担保について】

特例猶予については、延滞金は全額免除となります。担保の提供も不要です。

【特例猶予を希望する場合】

- ・ 関係法令の施行から2か月後である令和2年6月30日、または納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ・ 税務課までご相談のうえ、申請してください。
- ・ 申請時には、収入額や預貯金等の状況がわかる資料を提出いただく必要がありますが、提出が難しい場合には口頭によりお伺いします。

（お問い合わせ先 浅川町役場税務課 0247-36-4122）